<秋田県環境影響評価条例の対象事業>

事業の種類		対 象 事 業	
		一般地域(注1)	特定地域(注2)
1 道路	一般国道	4車線以上・長さ7.5km以上	4車線以上・長さ5km以上
	県道、市町村道	4車線以上・長さ7.5km以上	4車線以上・長さ5km以上
	農道	幅員6.5m以上・長さ15km以上	幅員6.5m以上・長さ10km以上
	 林道	幅員6.5m以上・長さ15km以上	幅員6.5m以上・長さ10km以上
2 河川	ダム	貯水面積75ha以上	貯水面積50ha以上
	堰		
	湖沼水位調節施設	改変面積75ha以上	改変面積50ha以上
	放水路	改変面積75ha以上	改変面積50ha以上
3 鉄道	普通鉄道	長さ7.5km以上	長さ5km以上
	軌道	長さ7.5km以上	長さ5km以上
4 飛行場		滑走路長1,875m以上	滑走路長1,250m以上
5 発電所	水力発電所	出力2万2,500kw以上	出力1万5,000kw以上
	火力発電所	出力11万2,500kw以上	出力7万5,000kw以上
	地熱発電所	出力7,500kw以上	出力5,000kw以上
	風力発電所	出力10,000kw以上	出力7,500kw以上
6 廃棄物処理 施設	廃棄物最終処分場	埋立面積3ha以上	埋立面積1.5ha以上
	焼却施設	処理能力8t/時以上	処理能力4t/時以上
	し尿処理施設	処理能力8kL/時以上	処理能力4kL/時以上
7 公有水面の埋立・干拓		面積40ha以上	面積25ha以上
8 土地区画整理事業		面積75ha以上	面積50ha以上
9 流通業務団地造成事業		面積75ha以上	面積50ha以上
10 住宅団地造成事業		面積75ha以上	面積50ha以上
11 工場又は事業場 ^(注3) 用地造成事業		面積75ha以上	面積50ha以上
12 農用地造成事業		面積75ha以上	面積50ha以上
13 レクリエー ション施設	ゴルフ場	ホール数18以上かつホールの平均距離100m以上	
	マナ 相 吐 並井 1	又はホール数9以上かつホールの平均距離1	50m以上 T
	スキー場、陸上競技場、テニスコート、キャンプ	面積50ha以上	面積25ha以上
	場、遊園地、動物園等	四个只见162人工。	田汀男といは火工
	レクリエーション施設の		
	複合施設	面積50ha以上	面積25ha以上
14 土石の採取又は鉱物の掘削		面積50ha以上	面積25ha以上
15 残土処分場		面積30ha以上	面積15ha以上
16 工場又は事業場 ^(注3)		排出ガス量20万Nm³/時以上	排出ガス量10万Nm³/時以上
		又は排出水量1万㎡/目以上	又は排出水量5千m³/日以上
17 畜産施設		排出水量1,000m³/目以上	排出水量500m³/日以上
18 下水道終末処理場		面積20ha以上	面積10ha以上

- (注1) 一般地域とは、特定地域以外の区域をいう。
- (注2)特定地域とは、国立公園、国定公園、県立自然公園、自然環境保全地域、緑地環境保全地域、鳥獣保護区特別保護地区、保安林 (魚つき保安林、保健保安林、風致保安林) に指定された区域をいう。
- (注3) 工場又は事業場は、製造業(物品の加工修理業を含む。)、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業の用に供されるものに限る。